



金 沢 市 公 報

第 3 0 0 0 号

令和2年(2020年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	6
●告 示		○地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	7
○保存対象物等の指定について(文化財保護課)	1	○建築基準法の規定に基づく公告認定対象区域 内における一敷地内認定建築物以外の建築物 の位置及び構造の認定について(建築指導課)	7
○平成14年告示第62号(金沢市商業環境形成指 針を定めたことについて)の一部改正につ いて(商工業振興課)	4	○開発行為に関する工事の完了について (")	7
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて(市民協働推進課)	4	●教育委員会告示	
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4	○平成23年教育委員会告示第5号(金沢市伝統 的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく 伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画 を定めたことについて)の一部改正について (歴史都市推進課)	7
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 開設者の変更について(")	4	●農業委員会告示	
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について(")	5	○令和2年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について(農業委員会事務局)	12
○児童福祉法の規定による事業者の指定につ いて(障害福祉課)	5	●公営企業告示	
○市道の区域の変更について(道路管理課)	5	○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について(建設課)	12
○道路の供用の開始について(")	5	●公営企業公告	
○車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当 該道路の通行方法について(")	6	○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	13
●公 告		○下水道排水設備工事事業者の指定について (")	13
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	6		

告 示

●金沢市告示第56号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「条例」という。)第35条第1項の規定に基づき指定した保存対象物及び景観地区保存対象物(廃止前の金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(平成元年条例第49号)の規定により保存対象物として指定され、条例附則第6項において条例第35条第1項の保存対象物としてみなされたものを含む。)は、次のとおりである。

なお、平成2年告示第49号は、廃止する。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

種 別	建造物名	所 在 地	所 有 者	指定年月日	区 分
西洋建築	旧ウィン館	金沢市飛梅町1番10号	金沢市三小牛町イ11番地 学校法人北陸学院	昭和58年 4月11日	保存対象物

日本建築	旧森紙店	金沢市野町1丁目2番34号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	昭和58年 4月11日	保存対象物
西洋建築	金沢市立図書館別館	金沢市玉川町2番20号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	昭和59年 4月11日	保存対象物
日本建築	旧諸江屋	金沢市東山1丁目13番24号	金沢市森戸2丁目1番1号 株式会社箔一	昭和59年 4月11日	保存対象物
日本建築	野坂邸	金沢市彦三町1丁目7番38号	金沢市彦三町1丁目7番38号 野坂 佐知子	昭和60年 4月11日	保存対象物
日本建築	俵屋	金沢市小橋町2番4号	金沢市小橋町2番4号 俵 鈴枝	昭和60年 4月11日	保存対象物
日本建築	金沢市立中村記念美術館旧中村邸	金沢市本多町3丁目2番30号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	昭和61年 4月11日	保存対象物
日本建築	超雲寺庫裏	金沢市芳齊1丁目16番8号	金沢市芳齊1丁目16番8号 宗教法人超雲寺	昭和61年 4月11日	保存対象物
日本建築	旧加賀藩士高田家長屋門	金沢市長町2丁目6番1号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	昭和62年 4月11日	景観地区保存対象物 (平成26年7月1日都市計画決定による区分替)
日本建築	寿屋	金沢市尾張町2丁目4番13号	金沢市尾張町2丁目4番13号 長井 美佐子 金沢市高岡町10番1号 山縣 泉	昭和62年 4月11日	保存対象物
西洋建築	旧石川県警察本部長公舎	金沢市小立野5丁目11番1号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	昭和63年 4月11日	保存対象物
日本建築	旧川縁米穀店	金沢市茨木町53番地	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	平成元年 4月11日	保存対象物
日本建築	経田屋米穀店	金沢市観音町1丁目6番4号	金沢市観音町1丁目6番4号 経田 佐一郎	平成元年 4月11日	保存対象物
日本建築	正田善嗣家	金沢市観音町1丁目3番7号	金沢市観音町1丁目3番7号 正田 洋子	平成2年 4月21日	保存対象物
日本建築	旧森快安邸	金沢市橋場町2番17号	金沢市橋場町2番17号 十代大樋長佐衛門(年朗)	平成2年 4月21日	保存対象物
日本建築	旧越濱	金沢市東山1丁目14番8号	金沢市兼六町1番19号 株式会社見城亭	平成3年 4月22日	保存対象物
日本建築	越村邸	金沢市兼六元町9番33号	金沢市兼六元町9番33号 越村 清史	平成3年 4月22日	保存対象物
日本建築	新家邸長屋門	金沢市長町1丁目1番41号	金沢市長町1丁目1番41号 新家 恵子、新家 薫子	平成4年 4月21日	景観地区保存対象物 (平成26年7月1日都市計画決定による区分替)

西洋建築	旧三田商店	金沢市尾張町1丁目8番5号	金沢市尾張町1丁目4番19号 三田 裕一	平成4年 4月21日	保存対象物
西洋建築	旧石川銀行橋場支店	金沢市尾張町1丁目7番10号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	平成5年 4月12日	保存対象物
日本建築	福久屋石黒傳六商店	金沢市尾張町1丁目10番8号	金沢市尾張町1丁目10番8号 石黒 喜美枝	平成5年 10月21日	保存対象物
日本建築	山錦楼	金沢市寺町5丁目1番38号	金沢市寺町5丁目1番38号 西原 裕二	平成7年 4月11日	保存対象物
西洋建築	旧田上家	金沢市尾張町1丁目5番20号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	平成9年 4月10日	保存対象物
日本建築	本願寺金沢別院山門	金沢市笠市町2番47号	金沢市笠市町2番47号 宗教法人本願寺金沢別院	平成13年 9月21日	保存対象物
日本建築	高木靴商店	金沢市東山1丁目9番3号	金沢市東山1丁目9番3号 高木 進	平成14年 4月22日	保存対象物
日本建築	大屋家	金沢市長町1丁目1番37号	金沢市長町1丁目1番37号 大屋 愷太郎	平成15年 4月21日	景観地区保存対象物 (平成26年7月1日都市計画決定による区分替)
西洋建築	旧村松商店 (村松商事株式会社ビル)	金沢市尾張町1丁目8番1号	金沢市泉野町6丁目14番2号 村松 貞	平成15年 10月21日	保存対象物
日本建築	平木家	金沢市菊川1丁目11番5号	金沢市菊川1丁目11番6号 平木 雄吉	平成16年 5月11日	保存対象物
日本建築	本岡家住宅	金沢市元町2丁目7番7号	金沢市元町2丁目7番7号 本岡 三千郎	平成17年 11月21日	保存対象物
日本建築	八田家住宅	金沢市今町ル1番地	金沢市今町ル1番地 八田 章子	平成17年 11月21日	保存対象物
日本建築	伊東家住宅	金沢市花園八幡町ハ100番甲地	金沢市花園八幡町ハ100番甲地 伊東 平隆	平成17年 11月21日	保存対象物
日本建築	菊知家住宅	金沢市北森本町ル15番地	金沢市北森本町ル15番地 菊知 恭子	平成18年 4月21日	保存対象物
日本建築	坂戸米穀店	金沢市春日町11番28号	金沢市春日町11番28号 坂戸 豊	平成19年 4月23日	保存対象物
日本建築	観田家住宅	金沢市金石西2丁目12番3号	金沢市金石西2丁目12番3号 観田 玲子	平成21年 4月21日	保存対象物
西洋建築	旧田上医院	金沢市尾張町1丁目5番20号	金沢市尾張町1丁目5番20号 田上 章子	平成22年 4月21日	保存対象物
日本建築	旧佐野家住宅	金沢市片町2丁目5番17号	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	平成22年 4月21日	保存対象物
日本建築	西家住宅	金沢市長町3丁目1番57号	金沢市長町3丁目1番57号 西 孝雄	令和2年 3月23日	景観地区保存対象物
西洋建築	飯田家住宅	金沢市小立野5丁目5番15号	金沢市小立野5丁目5番15号 飯田 雄一郎	令和2年 3月23日	保存対象物

●金沢市告示第57号

平成14年告示第62号（金沢市商業環境形成指針を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から効力を有するものとします。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

第1項第1号の表中「歴史・観光特化型ゾーン（）」の次に「主計町地区、」を加え、同表の備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削り、同備考第7項中「上記」を「この表に掲げる区域」に改め、同項を同備考第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 令和2年4月1日において現に設置されている施設で、この表に規定する店舗面積の上限を超えるものについて、当該施設（2回目以後の建替えにあっては、当該建替え前の施設。以下同じ。）の除却の前に金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号）第6条第1項の規定による協議を行い、次に掲げる集客施設の建築等をする場合には、当該上限の規定にかかわらず、当該除却前の施設の店舗面積をもって上限とします。

- (1) 建替え前に施設を設置している者が行う施設の建替え
 - (2) 建替え前に施設を設置している者以外の者が行う施設の建替えであって、市長が金沢市商業環境形成審議会の意見を聴いて、良好な商業環境の形成によるまちづくりに必要な施設の建替えとして適当と認めるもの
- 第1項第1号の表の備考第8項を同備考第7項とし、第1項第2号中「(平成13年条例第72号)」を削る。

●金沢市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
普正寺町町会	代表者の氏名及び住所	高 畠 秀 昭 金沢市普正寺町1の36番地	高 畠 学 金沢市普正寺町1の52番地	令和2年1月1日

●金沢市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 タテマチ店	金沢市堅町45番地2 C O C O T T O K A N A Z A W A 1階	令和2年2月1日
スギ薬局 石川県庁前店	金沢市藤江北4丁目280番地	令和2年2月1日
スギ薬局 金沢昭和町店	金沢市昭和町6番23号	令和2年2月1日

●金沢市告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の開設者を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 後	変 更 前		
アイン薬局金沢尾張町店	尾張町アイン薬局	金沢市下新町6番23号	令和2年2月1日

●金沢市告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションあい	金沢市上荒屋1丁目39番地	平成31年3月31日

●金沢市告示第62号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102905	げんきステップ横川	金沢市横川2丁目142番地3	株式会社NS Y&C O.	金沢市小立野1丁目22番13号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定なし	令和2年3月1日

●金沢市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	準 幹 線 548号 若松・戸室新保線	戸 室 新 保 口 518番 1先から 戸 室 新 保 口 478番 1先まで	旧	8.7～9.7	132.5
			新	9.1～10.2	132.5
一 般 市 道	小 坂 41号 疋 田 町 線 22号	疋 田 1 丁 目 113番 3先から 疋 田 1 丁 目 113番 5先まで	旧	3.4～3.5	12.0
			新	5.0	12.0

●金沢市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
準 幹 線 548号 若松・戸室新保線	戸 室 新 保 口 戸 室 新 保 口	518番 1先から 478番 1先まで
小 坂 41号 疋田町線 22号	疋 田 1 丁 目 疋 田 1 丁 目	113番 3先から 113番 5先まで

●金沢市告示第65号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項及び第2項の規定により告示します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
1級幹線12号北間・中橋線	金沢市北間町ホ180番地3先から金沢市大河端西1丁目32番地先まで
1級幹線126号戸水町線	金沢市大河端西1丁目32番地先から金沢市鞍月5丁目1006番地先まで

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和2年3月23日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
80	近畿環境サービス株式会社	大阪府大阪市西淀川区歌島2丁目1番12号	令和2年3月23日

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を令和2年3月23日から同年4月6日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、令和2年3月23日から同年4月13日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	第5次安原異業種工業団地地区地区計画	金沢市打木町の一部	別図（登載省略） のとおり
地区計画	第2次いなほ工業団地地区地区計画	金沢市中屋町及び福増町の各一部	

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

公告認定対象区域の名称	公 告 認 定 対 象 区 域	認定年月日
市営緑住宅4	金沢市みどり2丁目1番1、1番2、1番3、2番及び8番	令和2年3月9日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市弥勒町カ142番2	富山県砺波市千代222番地2リアン204号室 弥村 賢志
金沢市赤土町へ256番1及び197番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市袋島町北111番地 松田 真和 金沢市袋島町北111番地 松田 菜奈子

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

平成23年教育委員会告示第5号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

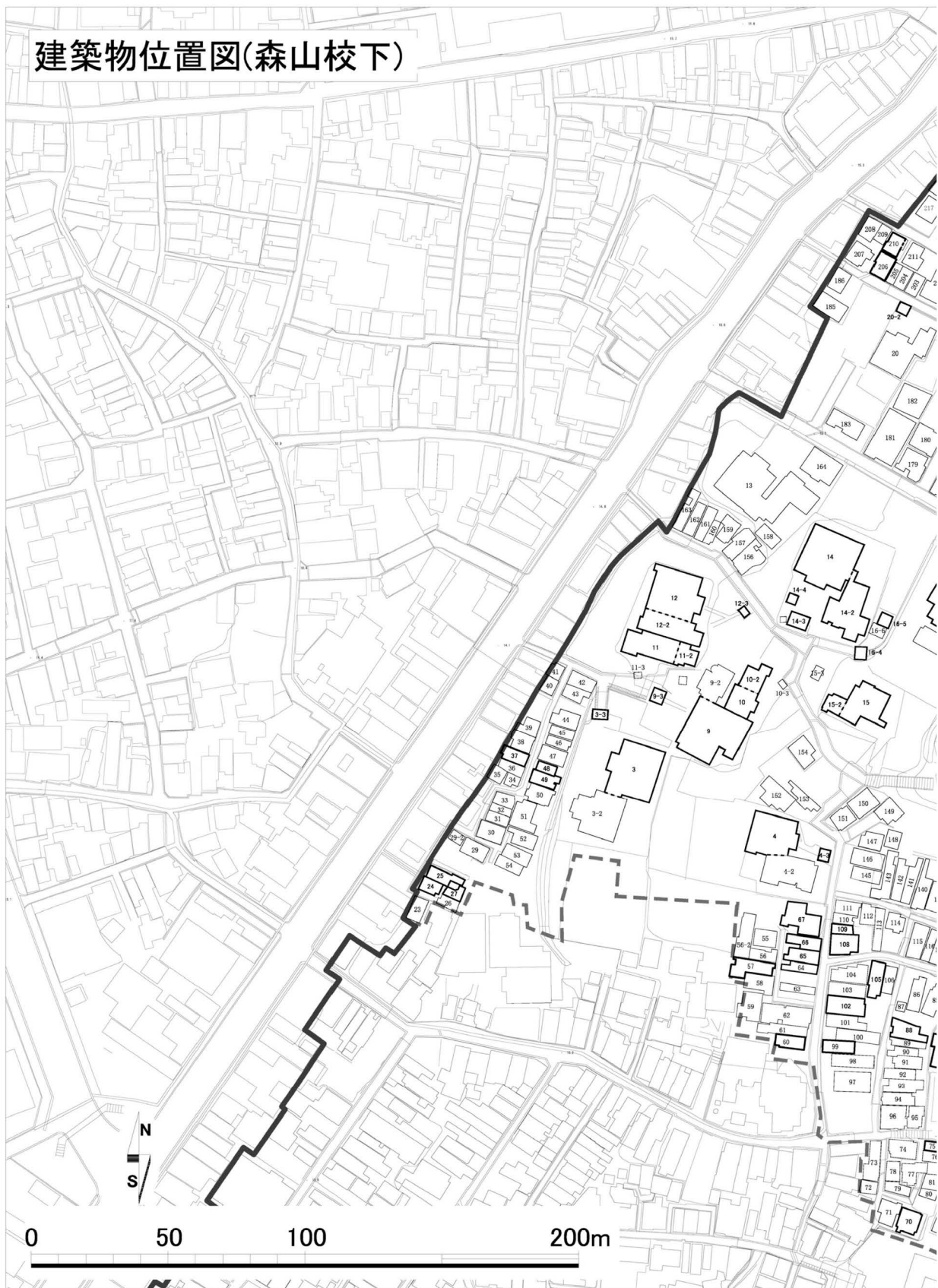
別図第2-1を次のように改める。

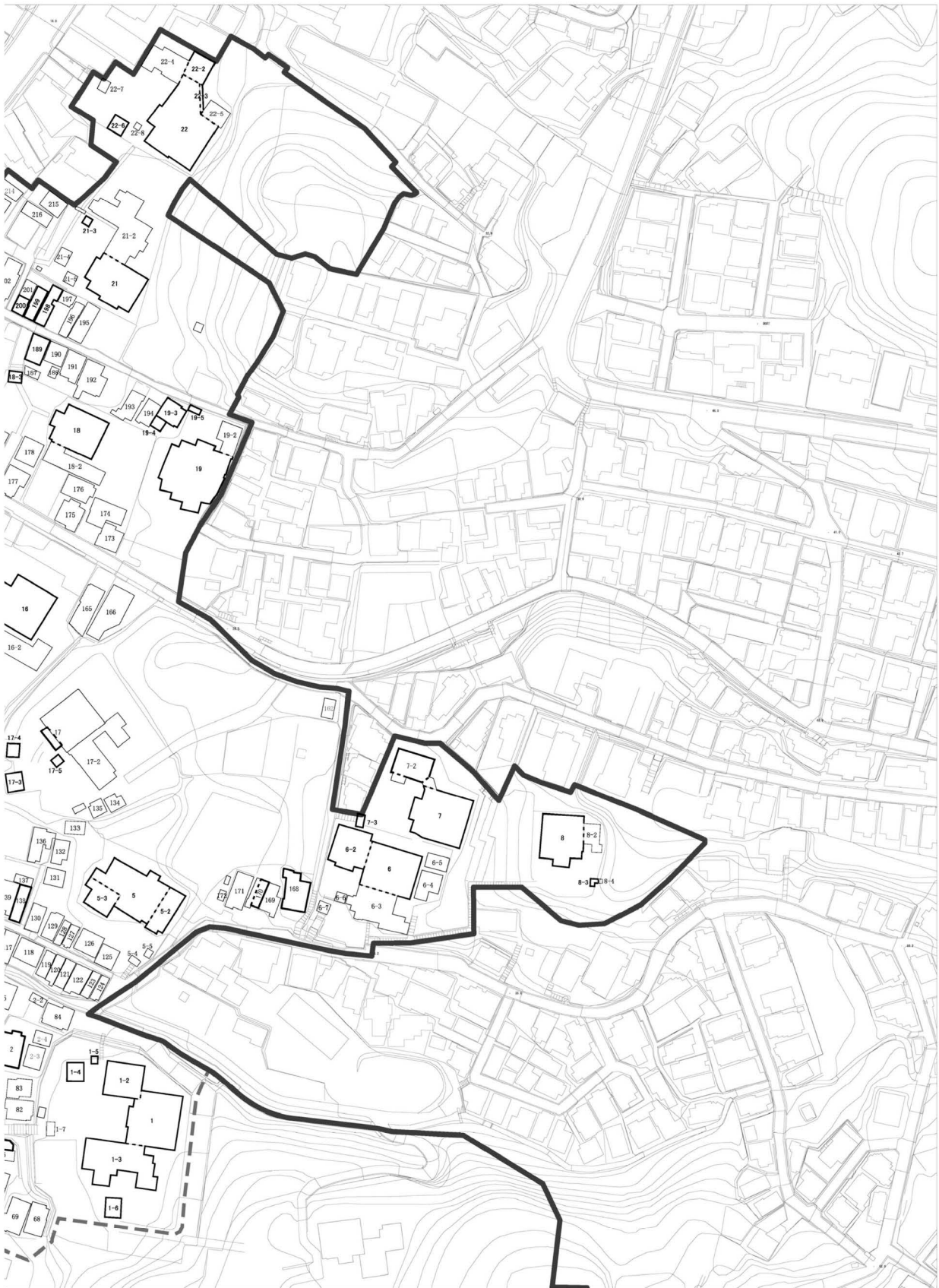
別図第2-1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

（別図第2-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第2-2を次のように改める。

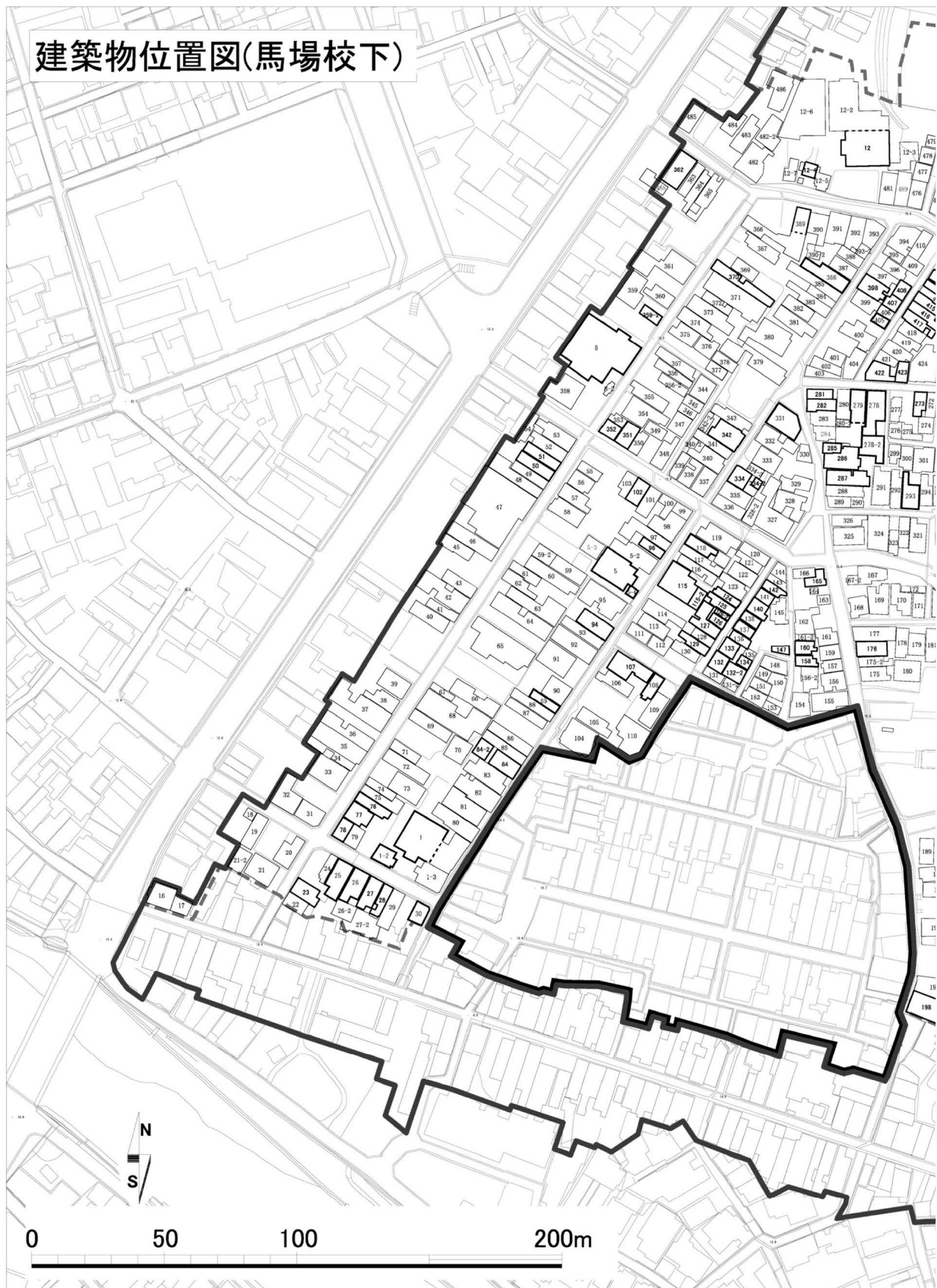
別図第2-2 伝統的建造物(建築物)に係る図面(森山校下部分)

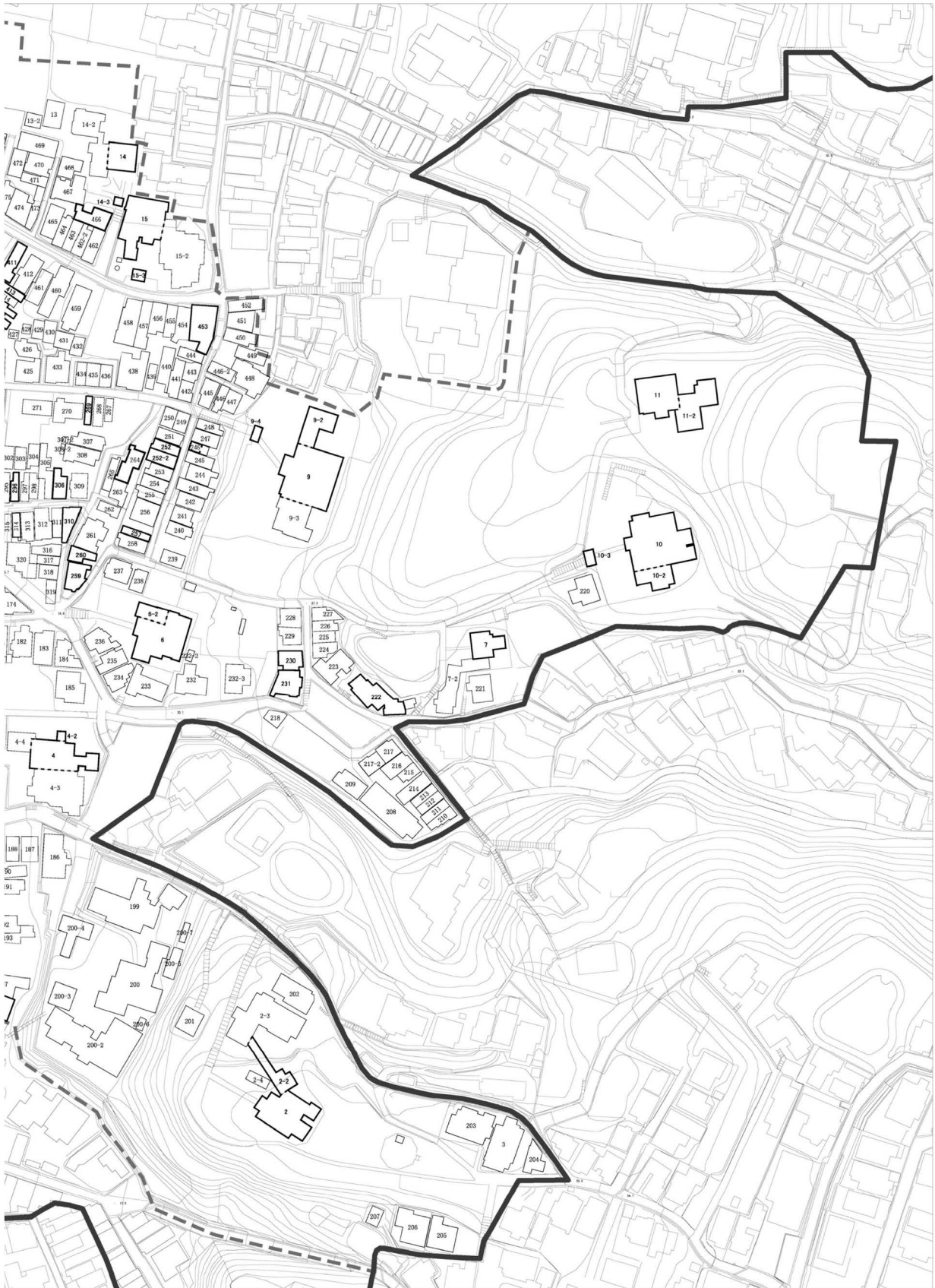




別図第2-3を次のように改める。

別図第2-3 伝統的建造物(建築物)に係る図面(馬場校下部分)





別表第1中

85	M205	主屋	1棟	金沢市山の上町3番11号		を
85	M205	主屋	1棟	金沢市山の上町3番11号		に、
86	M64	主屋	1棟	金沢市東山2丁目14番13号		
117	B389	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番15号		を
117	B389	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番15号		に
118	B136	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番2号		
119	B141	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番4号		

改める。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和2年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月23日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和2年3月27日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月23日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 泉本町1丁目の一部
- (2) 堅田町、河原市町、御供田町、四王寺町、梨木町、鳴瀬元町、深谷町、不動寺町、湊2丁目、湊3丁目及び南森本町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 位置 金沢市東力町ハ272番地
 名称 西部水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 位置 金沢市湊3丁目5番地8
 名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
 分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により令和2年3月15日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条第1号の規定により公告します。

令和2年3月23日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
612	蒼星工建株式会社	金沢市三口町火203番地

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により令和2年3月15日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和2年3月23日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
632	蒼星工建株式会社	金沢市三口町火203番地

◎正 誤

○平成27年12月28日付け金沢市公報号外第31号の5

頁	箇所	誤	正
17	下から6行目	まちづくり協定区域の内外	土地利用協定区域の内外

令和2年(2020年)3月23日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)3月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄